

議案第 18 号

教育長の臨時代理による事務の承認について

(教育委員会の所管に係る公文書管理規程中改正)

教育委員会の所管に係る公文書管理規程(平成22年横須賀市教育委員会訓令
甲第1号)の改正について、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第
2項の規定により、臨時に事務を代理したので承認されたい。

令和2年4月23日

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

第5条中「財政部財政課」を「財務部財務課」に改める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

(提案理由)

組織改正等に伴う所要の条文整理のため。

(参照)

教育長に委任する事務等に関する規則（抜粋）

(委任の範囲)

第2条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(中略)

(3) 教育委員会規則及び教育委員会訓令の制定又は改廃に関すること。

(中略)

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、前条各号に掲げる事項について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の教育委員会会議に報告し、その承認を得なければならない。

(議案等の決裁済文書の送付)

第5条 決裁が完了した決裁文書(以下この条において「決裁済文書」という。)のうち、議案(条例に関するものを除く。)の決裁済文書は財務部財政課に、議案(条例に関するものに限る。)の決裁済文書は総務部総務課に、教育委員会の会議に付議する議案及び要綱の決裁済文書は教育総務部総務課に送付しなければならない。

財務部 財務課

